

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和8年8月7日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
------------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件
---------------------	-----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2600052号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2600011号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和4年4月1日から令和5年4月1日に訂正し、令和4年4月から令和5年3月までの標準報酬月額を、令和4年4月から同年8月までは15万円、同年9月から令和5年3月までは14万2,000円とすることが必要である。

令和4年4月1日から令和5年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年4月1日から令和5年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年4月1日から令和5年4月1日まで

私は、令和4年4月1日以降も引き続きA社に勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。雇用契約書及び月例給与支給明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した月例給与支給明細書、普通預金通帳の写し、労働条件通知書兼雇用契約書(パート)、A社が提出した請求者に係る源泉徴収簿兼賃金台帳、出勤簿等によると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の月例給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、令和4年4月から同年8月までは15万円、同年9月から令和5年3月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の令和5年4月1日付けの資格喪失に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。